

政治資金規正法の改正による制裁強化を求める意見書

政治資金については、国会議員等の不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や規制の強化等について、これまでたびたび政治資金規正法の改正が行われてきた。

しかしながら、最近、収支報告書虚偽記入による政治資金規正法違反で、現職国会議員をはじめ、秘書らが逮捕・起訴される事件や、教職員組合の幹部らが逮捕される事件などが次々と発生し、「政治とカネ」の問題で、またしても国民の政治不信を招いたことは極めて残念なことであり、国民の政治に対する信頼回復のためには、再発防止に向けた法整備が強く求められるところである。

現行法では、政治団体の代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠った場合の罰則規定を設けているが、実際に会計責任者が不正を犯した際に、その者を選任する段階で相当の注意を怠ったと立証することは困難であることから、事実上実効性を欠いたものと言わざるを得ない。

この規定については、選任又は監督のいずれか一方について相当の注意を怠った場合には罰金刑を科すこととし、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）の停止につながる仕組みに改めるなど、罰則の強化により再発防止に取り組むべきであると考えます。

よって、国におかれては、政治資金規正法のより一層の制裁強化を図るため、秘書等の会計責任者が違法行為を犯した場合に、国会議員等政治団体の代表者の責任を明確にするための罰則強化を含む政治資金規正法改正案について、今国会で成立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様